

日本食品洗淨剤衛生協会 会員会社各位

## 廃棄を前提とした製品および容器の処理についての見解

日本食品洗淨剤衛生協会

### 【1】不要になった製品および容器について

お客様が自ら使用できない又は他人に有償で譲渡できないため不要になった廃棄を前提とした製品及び容器については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法）第二条 4 項<sup>\*1)</sup> の産業廃棄物（以下、産廃物）に該当します。

### 【2】お客様の責務

お客様は、事業活動に伴って発生した産廃物を自らの責任において適正に処理する義務があります（廃棄物処理法 第三条<sup>\*2)</sup>）。

### 【3】処理の委託について

お客様が産廃物の処理を他人に委託する場合は、適切な許可を取得した業者に委託する必要があります（廃棄物処理法 第十二条 5 項等<sup>\*3)</sup>）。

### 【4】会員各社を含む製造メーカーおよび販売業者（以下、洗淨剤業者）の役割

洗淨剤業者は、産廃物の収集・運搬業の許可を取得していないため、産廃物の処理を受託することはできません。

従って、たとえ自社製品（在庫品も含む）や容器であっても、お客様からの引き取り要請に応じて持ち帰ることは法律上認められません。さらに、適正な許可を持つ業者に委託することもできませんので、お客様にはその旨を丁寧に説明する必要があります。

なお、産廃物に該当しない容器（例えば、リユース目的で、かつ有価物とみなせる容器）については持ち帰ることができます。

### 【5】罰則規定

#### 【5-1】洗淨剤業者

無許可でお客様の産廃物を引き取る等の行為を行った場合、「廃棄物処理法違反（無許可営業）」とみなされます。この場合、責任者は 5 年以下の懲役、または 1,000 万円以下の罰金、またはこれらの併科が科される可能性があります（廃棄物処理法 二十五条 1 項一号<sup>\*4)</sup>）。

さらに、法人には 3 億円以下の罰金が科されることとなります（廃棄物処理法 三十二条 1 項一号<sup>\*5)</sup>）。このような罰則が科されれば、企業のイメージに重大な損害を与えることとなります。

#### 【5-2】お客様

無許可の業者（例：洗淨剤業者）に産廃物の処理を委託した場合、5 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金が科される可能性があります（廃棄物処理法 二十五条 1 項六号<sup>\*6)</sup>）。

### 【6】処理の要請を受けた場合の対応

お客様から廃棄処理の要請を受けた場合、日本食品洗淨剤衛生協会としての見解を丁寧に説明し、納得

いただけるよう努めてください。必要に応じて、正規の産廃物処理業者をご案内することも検討してください。

以 上

#### 【参考資料】

[廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） | 環境再生・資源循環 | 環境省](https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws.html)

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws.html>

注)

##### \* 1) (定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

##### \* 2) (事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

##### \* 3) (事業者の処理)

第十二条の5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

##### \* 4) (罰則)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者

##### \* 5) (罰則)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

\*6) (罰則)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者